

産業廃棄物最終処分場（三原市）に係る対応等について

1 要旨

- ジェイ・エー・ビー協同組合（以下、「事業者」という。）が設置する産業廃棄物最終処分場（三原市）について、地域住民の生活環境への懸念を踏まえ、処分場の浸透水及び周縁の地下水の行政検査を強化して実施しているところ、浸透水のBOD*が廃棄物処理法の基準を超過した。

※ BODは微生物、CODは薬剤が水中の有機物を酸化分解する際に消費する酸素量で、ともに有機物による汚染の度合いを評価する指標。それ自体は人の健康に直接影響を及ぼす物質ではない。

- このため、事業者に対し、原因の究明及びそれに応じた改善措置を内容とする生活環境の保全上必要な措置を講じること、また、原因の究明及び改善措置が適切に講じられたことが県によって確認されるまでの間、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するよう警告した。
- また、周辺的生活環境への影響を把握するため、最終処分場下流の水路の水質調査を実施しているところであり、引き続き、状況確認を行っていく。

2 概要（水質検査結果及び行政指導内容等）

(1) 廃棄物処理法に基づく行政検査

ア 実施日

令和6年10月23日採取（11月8日結果判明）

イ 対象

最終処分場の浸透水（2箇所）及び周縁の地下水（1箇所）

ウ 検査結果（別紙①～③）

- 浸透水2箇所（北西部、北東部）のうち1箇所（北西部）のBODについて、法令で定める基準値を超過していた（基準値20mg/Lに対して150mg/L）。
- 周縁の地下水については、全ての検査項目で基準値に適合していた。

(2) 地域住民の懸念を踏まえた周辺の水質調査

ア 実施日

令和6年10月23日採取（11月8日結果判明）

イ 対象

最終処分場下流の水路（日名内川農業用取水口付近）

ウ 検査結果（別紙④）

- 水路の水質については、有害物質は環境基準*1に適合していた。

※1 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められた行政目標である。長時間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされている。

- CODについては、前回調査（9/25：21mg/L）よりも低下したが参考とした農業用水質基準*2よりも高い値を示した（基準値6mg/Lに対して10mg/L）。

※2 農業用水質基準は、法的な基準ではないが、昭和45年に農林水産省が学識経験者の意見も取り入れ、水稲の正常な生育のために望ましい灌がい用水の水質としてとりまとめ、参考にされている。

(3) 行政指導（警告）

ア 行政指導（警告）実施日

令和6年11月11日

イ 行政指導（警告）の内容

速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、原因を究明すること。

3 今後の対応

- 引き続き、事業者による原因の究明及び改善措置が速やかに実施されるよう指導していく。
- なお、改善措置が適切であるかについては、県において確認を行う。

【参考1】産業廃棄物最終処分場の概要

設置者	ジェイ・エー・ビー協同組合 代表理事 藤田 裕二 (東京都目黒区洗足二丁目17番21号)
所在地	三原市本郷町南方字観音平 22179 番地 1 外 6 筆
施設の種類	安定型最終処分場
施設能力	埋立面積：96,939 m ² 、埋立容量：1,038,125 m ³
埋立品目	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
設置許可年月日	令和2年4月23日
処分業許可年月日	令和4年8月26日

【参考2】最終処分場の維持管理基準の概要

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第2号へ

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- (1) 浸透水に係る地下水等検査項目(有害項目)の水質検査の結果、基準に適合していない場合。
- (2) 生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の水質検査の結果、BODが20mg/L又はCODが40mg/Lを超えている場合。

【水質検査採水箇所】



電子国土 WEB(国土地理院)を加工して作成

浸透水等の水質検査結果

①浸透水（北西部）

検査項目	単位	採取日		基準値 ^{※1}
		10/23	[前回] 9/25	
1 BOD	mg/L	150	0.5 未満	20
2 COD	mg/L	30	0.7	40
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.003
4 鉛及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01
5 砒素及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01
6 セレン及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01

②浸透水（北東部）

検査項目	単位	採取日		基準値 ^{※1}
		10/23	[前回] 9/25	
1 BOD	mg/L	1.5	1.2	20
2 COD	mg/L	2.7	1.3	40
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.003
4 鉛及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01
5 砒素及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01
6 セレン及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01

③地下水（下流井戸）

検査項目	単位	採取日		基準値 ^{※1}
		10/23	[前回] 9/25	
1 BOD	mg/L	0.6	0.5	20
2 COD	mg/L	0.5 未満	0.6	40
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.003
4 鉛及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01
5 砒素及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01
6 セレン及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01

④最終処分場下流の水路（日名内川農業用取水口付近）

検査項目	単位	採取日		環境基準 ^{※2}	【参考】 農業用 水質基準 ^{※3}
		10/23	[前回] 9/25		
1 BOD	mg/L	27	50	—	—
2 COD	mg/L	10	21	—	6
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.003	—
4 鉛及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01	—
5 砒素及びその化合物	mg/L	ND	0.007	0.01	—
6 セレン及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.01	—

ND：定量下限値未満

※1 基準値（浸透水に係る基準省令で定める基準）

浸透水が基準を超過した場合は、搬入及び埋立処分を中止し、生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

地下水は、検査結果により水質の悪化が認められた場合に、原因の調査その他生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

※2 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められた行政目標である。長時間の飲用を想定した際の健康への影響の観点から設定されるもので、毎日2リットル、70年間飲み続けても影響がない値とされている。

※3 農業用水質基準は、法的な基準ではないが、昭和45年に農林水産省が学識経験者の意見も取り入れ、水稻の正常な生育のために望ましい灌がい用水の水準としてとりまとめ、参考にされている。